

# 豊島稲門会会則

- (名称)  
第1条 本会は、豊島稲門会と称する。
- (目的)  
第2条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに早稲田大学の発展に協力し、併せて豊島区の文化向上に寄与することを目的とする。
- (事務所の所在)  
第3条 本会の事務所は、豊島区内に置く。
- (会員)  
第4条 本会は、次の会員をもって構成する。  
(1) 早稲田大学校友会規則に定める正会員で、豊島区内に在住又は在籍する者  
(2) 豊島区外に在住又は在職する早稲田大学校友会規則に定める正会員で、前号に定める会員の推薦ならびに幹事会の承認を受けた者
- (名誉会員)  
第5条 当会会員のうち満85歳に達した者を名誉会員と称し、翌年度からの年会費を免除する。
- (幹事及び監査ならびに役員 の設置)  
第6条 本会には、次の幹事及び監査ならびに役員を置く。  
幹事は満80歳未満とする。  
(1) 幹事: 17名以上  
(2) 監査: 2名以上  
2 本会には、幹事の互選により幹事の中から以下の役員を置く。  
・会長 1名 ・副会長 若干名 ・幹事長 1名 (・副幹事長 1名)  
・会計委員長 1名 ・組織委員長 1名 ・広報委員長 1名  
・事務局長 1名 (・副事務局長 1名) ( ) は、必要に応じて選任
- (幹事及び監査ならびに役員 の職務)  
第7条 幹事及び監査の職務は、次の通りとする。  
(1) 幹事は、本会の運営に係る事業計画を協議し、その他会務の執行について審議ならびに決議を行う。  
(2) 監査は、本会の財産及び会計状況を監査する。  
2 役員 の職務は、次の通りとする。  
(1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。  
(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故又は職務遂行に支障が生じた場合には、会長の職務を代行する。  
(3) 幹事長は、会長を補佐し会務の執行を行う。  
(4) 副幹事長は、幹事長を補佐し幹事長とともに会務を執行する。  
(5) 事務局長は、本会の事務全般を処理する。  
(6) 会計委員長は、本会の財産及び会計を管理する。  
(7) 組織委員長は、本会の発展・充実を図り、また会員名簿を管理する。  
(8) 広報委員長は、本会の広報全般を担当し、広報誌の作成、ホームページの充実を図る。
- (幹事及び監査の選任)  
第8条 幹事及び監査は、総会の決議により、会員の中から選任する。
- (幹事及び監査の任期)  
第9条 幹事及び監査の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- (名誉会長、相談役及び顧問)  
第10条 本会に名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。  
2 名誉会長、相談役及び顧問は、幹事会の決議により会長が委嘱する。  
3 会長が退任した場合は、名誉会長又は相談役となる。  
4 名誉会長、相談役及び顧問は、本会発展のために会長の諮問に応えるとともに、幹事会に出席し参考意見を述べることができる。
- (総会)  
第11条 定時総会は、幹事会の決議に基づいて会長が招集し、毎年1回開催する。  
2 会長が必要と認めたときは、幹事会の決議を経て臨時総会を開催することができる。  
3 総会を招集するには、会議の目的たる事項を示して、会員に対して少なくとも開催日の2週間前に通知を発するものとする。この場合、郵便によるものと電子通信によるものを認めることとする。ただし、電子通信のアドレスは事前に事務局に登録したものに限り、
- 4 総会の議長は、会長がこれにあたる。  
5 次の事項は、総会の決議を経なければならない。  
(1) 会則の変更  
(2) 幹事の選任  
(3) 監査の選任  
(4) 会費の額及び徴収方法  
(5) 年間収支予算及び年間収支決算の承認  
(6) 業務計画及び報告の承認  
(7) その他本総会に関する重要事項  
6 総会は会員の5分の1以上の出席をもって成立し、総会の決議はその過半数をもってこれを行う。会員は代理権を行使することができる。この場合には、委任状を総会前に本会に提出しなければならない。代理人は会員に限る。上記代理権の行使は、本条第3項の電子通信によるものを認める。この場合、この電子通信のアドレスは事前に事務局に登録したものに限り、  
7 総会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長及び議長が指名した2名以上の出席幹事がこれに署名する。
- (幹事会)  
第12条 幹事会は、幹事及び監査をもって構成する。  
2 幹事会は、必要に応じて会長が招集し、本会の運営に必要な事項を審議及び決議する。  
3 幹事会の決議は、幹事の5分の2以上が出席し、出席幹事の過半数をもってこれを行う。  
4 幹事会を招集するには、各幹事及び監査に対して少なくとも開催日の1週間前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこの期間を短縮することができる。
- (役員会)  
第13条 役員会は、第6条2項の役員をもって構成する。  
2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、本会の運営に必要な事項を協議する。
- (会計)  
第14条 本会の運営経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充当する。  
2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (会費)  
第15条 本会の会費は、次のとおりとする。  
(1) 年会費・・・3,000円  
(2) 臨時会費・・・必要に応じて徴収する。  
2 会員は、所定の会費を納入するものとする。
- (入会)  
第16条 本会の入会は、別に定める「入退会細則」の手続きを経たのち、幹事会の承認をもってこれを行う。
- (退会)  
第17条 本会の退会は、別に定める「入退会細則」の手続きを経たのち、幹事会の承認をもってこれを行う。
- (除名)  
第18条 本会の名誉を傷つけ、また本会に虚偽の報告を行った会員は、幹事会の決議により除名とする。
- (禁止事項)  
第19条 本会は、いかなる宗教・政治活動について議論、参加等は行わない。
- (その他必要事項)  
第20条 本会則の条文新設・改廃等の変更は第11条に基づき行うこととし、その他必要な事項は幹事会において定めるものとする。
- 附則  
1 本会則は、平成7年6月9日から施行する。  
2 本会則は、平成17年6月3日に改正し、同日から施行する。  
3 本会則は、平成23年6月3日に改正し、同日から施行する。  
4 本会則は、平成26年6月6日に改正し、同日から施行する。  
5 本会則は、平成30年6月1日に改正し、同日から施行する。  
6 本会則は、令和4年6月3日に改正し、同日から施行する。  
7 本会則は、令和6年6月7日に改正し、同日から施行する。